

「專利審査指南改正草案（再意見募集稿）」 修正対照表

第六部分

「 <u>專利審査指南</u> 」 (2010年2月1日から施行)	「 <u>專利審査指南改正草案（再意見募集稿）</u> 」（訂正履歴表記あり）	「 <u>專利審査指南改正草案（再意見募集稿）</u> 」（訂正履歴表記なし）
	第六部国際意匠出願	第六部国際意匠出願
	<p><u>第一章意匠の国際登録出願の事務処理</u></p> <p><u>1. まえがき</u></p> <p>本章は、出願人が工業製品意匠の国際登録に関する<u>ハーグ協定のジュネーブ改正協定</u>（以下、「<u>ハーグ協定</u>」という）に従って<u>專利局を通じて行う国際意匠登録出願や費用納付、並びにハーグ協定に従って提出し、中国を指定する意匠の国際登録出願</u>（以下、「<u>国際意匠出願</u>」という）の<u>手続の審査及び事務処理に係る特別規定に関するものである</u>。本章に説明及び規定がない事項については、<u>本指南第一部分、第五部の規定を参照すること。</u></p>	<p><u>第一章意匠の国際登録出願の事務処理</u></p> <p><u>1. まえがき</u></p> <p>本章は、出願人が工業製品意匠の国際登録に関する<u>ハーグ協定のジュネーブ改正協定</u>（以下、「<u>ハーグ協定</u>」という）に従って<u>專利局を通じて行う国際意匠登録出願や費用納付、並びにハーグ協定に従って提出し、中国を指定する意匠の国際登録出願</u>（以下、「<u>国際意匠出願</u>」という）の<u>手続の審査及び事務処理に係る特別規定に関するものである</u>。本章に説明及び規定がない事項については、<u>本指南第一部分、第五部の規定を参照すること。</u></p>

	<p><u>2. 国際意匠登録出願の提出</u></p> <p><u>2.1 提出ルート</u></p> <p><u>国際意匠登録出願は、直接国際事務局に提出することができる。出願人が中国に経常的居住地又は営業所を有する場合、専利局を通じて、国際事務局に国際意匠登録出願を提出することができる。</u></p> <p><u>専利局を通じて、国際意匠登録出願を提出する場合であっても、国際手続における後続のその他の書類については、国際事務局に直接提出しなければならない。</u></p> <p><u>2.2 転送の有無</u></p> <p><u>2.2.1 受取日の確定</u></p> <p><u>専利局を通じて国際事務局に提出した国際意匠登録出願について、国際事務局が専利局の受取日から起算して1ヶ月以内に受け取った場合、専利局の受取日を国際事務局の受取日とみなす。それ以外の場合は、国際事務局が実際に受け取った日を受取日とする。</u></p> <p><u>2.2.2 転送の要件</u></p> <p><u>国際登録意匠出願が、以下の要件に合致す</u></p>	<p>2. 国際意匠登録出願の提出</p> <p>2.1 提出ルート</p> <p>国際意匠登録出願は、直接国際事務局に提出することができる。出願人が中国に経常的居住地又は営業所を有する場合、専利局を通じて、国際事務局に国際意匠登録出願を提出することができる。</p> <p>専利局を通じて、国際意匠登録出願を提出する場合であっても、国際手続における後続のその他の書類については、国際事務局に直接提出しなければならない。</p> <p>2.2 転送の有無</p> <p>2.2.1 受取日の確定</p> <p>専利局を通じて国際事務局に提出した国際意匠登録出願について、国際事務局が専利局の受取日から起算して1ヶ月以内に受け取った場合、専利局の受取日を国際事務局の受取日とみなす。それ以外の場合は、国際事務局が実際に受け取った日を受取日とする。</p> <p>2.2.2 転送の要件</p> <p>国際登録意匠出願が、以下の要件に合致す</p>
--	--	---

	<p>る場合、専利局は国際事務局への転送を行う。</p> <p><u>(1) 少なくとも出願人の 1 人が中国に經常的居所地又は営業所を有する。</u></p> <p><u>(2) 少なくとも出願人の 1 人が中国を出願人の締約国として選択している。</u></p> <p><u>(3) 英語を使用して国際意匠出願書類を作成している。</u></p> <p><u>(4) ハーグ協定に規定される正式なフォームを使用している。</u></p> <p><u>(5) 出願に意匠の図面や写真が含まれている。</u></p> <p><u>(6) 中国本土の中国語の通信情報が含まれている。</u></p> <p><u>(7) 出願書類に法律、社会道徳に違反し又は公共の利益を害する情報が含まれていない。</u></p> <p><u>国際登録意匠出願において中国を指定する場合、出願人は、国際意匠出願に係る中国語訳文を提出することができる。</u></p> <p>2.3 転送の有無に係る手続</p>	<p>る場合、専利局は国際事務局への転送を行う。</p> <p>(1) 少なくとも出願人の 1 人が中国に經常的居所地又は営業所を有する。</p> <p>(2) 少なくとも出願人の 1 人が中国を出願人の締約国として選択している。</p> <p>(3) 英語を使用して国際意匠出願書類を作成している。</p> <p>(4) ハーグ協定に規定される正式なフォームを使用している。</p> <p>(5) 出願に意匠の図面や写真が含まれている。</p> <p>(6) 中国本土の中国語の通信情報が含まれている。</p> <p>(7) 出願書類に法律、社会道徳に違反し又は公共の利益を害する情報が含まれていない。</p> <p>国際登録意匠出願において中国を指定する場合、出願人は、国際意匠出願に係る中国語訳文を提出することができる。</p> <p>2.3 転送の有無に係る手続</p>
--	--	--

	<p><u>2.3.1 書類の処理</u></p> <p><u>専利局は、意匠の国際登録出願を受け取った後、以下のとおり書類の処理を行う。</u></p> <p><u>(1) 受取日の確定：出願人が専利局を通じて国際意匠登録出願を提出した場合、専利局が実際に受け取った日を受取日とする。</u></p> <p><u>(2) 提出番号の付与：専利局は、国際意匠登録出願を受け取った順序に従って、提出番号を付与する。</u></p> <p><u>2.3.2 転送する場合の手続</u></p> <p><u>国際意匠登録出願が、転送要件に合致する場合、転送に係る手続は以下のとおりである。</u></p> <p><u>(1) 国際意匠登録出願を転送する旨の通知書を出願人に発行し、転送番号、転送の時期及び書類一覧を告知する。</u></p> <p><u>(2) 国際意匠登録出願に関する書類及び受取日等のデータを国際事務局に転送する。</u></p> <p><u>2.3.3 転送しない場合の手続</u></p> <p><u>意匠の国際登録出願が転送要件に合致しない場合、国際意匠登録出願を転送しない旨の</u></p>	<p>2.3.1 書類の処理</p> <p>専利局は、意匠の国際登録出願を受け取った後、以下のとおり書類の処理を行う。</p> <p>(1) 受取日の確定：出願人が専利局を通じて国際意匠登録出願を提出した場合、専利局が実際に受け取った日を受取日とする。</p> <p>(2) 提出番号の付与：専利局は、国際意匠登録出願を受け取った順序に従って、提出番号を付与する。</p> <p>2.3.2 転送する場合の手続</p> <p>国際意匠登録出願が、転送要件に合致する場合、転送に係る手続は以下のとおりである。</p> <p>(1) 国際意匠登録出願を転送する旨の通知書を出願人に発行し、転送番号、転送の時期及び書類一覧を告知する。</p> <p>(2) 国際意匠登録出願に関する書類及び受取日等のデータを国際事務局に転送する。</p> <p>2.3.3 転送しない場合の手続</p> <p>意匠の国際登録出願が転送要件に合致しない場合、国際意匠登録出願を転送しない旨の</p>
--	--	--

	<p>通知書を出願人に発行するとともに、転送しない理由を出願人に告知する。</p> <p><u>専利局に直接提出した国際意匠登録出願が転送要件に合致しない場合、当事者に直接理由を説明しなければならず、受取りを許可しない。</u></p>	<p>通知書を出願人に発行するとともに、転送しない理由を出願人に告知する。</p> <p>直接専利局に直接提出した国際意匠登録出願が転送要件に合致しない場合、当事者に直接理由を説明しなければならず、受取りを許可しない。</p>
	<p>3. 国際意匠出願の事務処理</p> <p>3.1 中国での出願日の確定</p> <p><u>ハーグ協定に従って国際登録日が確定された中国を指定している国際意匠出願については、専利局に提出された意匠専利出願とみなす。当該国際登録日は、専利法第 28 条における出願日とみなす。</u></p> <p>3.2 国内出願番号の付与</p> <p><u>専利局は、国際事務局により国際意匠出願が公開された後、国際事務局が転送した国際意匠出願に国内出願番号を付与して、後続の審査を行う。</u></p> <p>3.3 その他の書類の受理</p> <p>3.3.1 その他の書類の受理要件</p> <p><u>国際意匠出願の当事者は、国際事務局によ</u></p>	<p>3. 国際意匠出願の事務処理</p> <p>3.1 中国での出願日の確定</p> <p>ハーグ協定に従って国際登録日が確定された中国を指定している国際意匠出願については、専利局に提出された意匠専利出願とみなす。当該国際登録日は、専利法第 28 条における出願日とみなす。</p> <p>3.2 国内出願番号の付与</p> <p>専利局は、国際事務局により国際意匠出願が公開された後、国際事務局が転送した国際意匠出願に国内出願番号を付与して、後続の審査を行う。</p> <p>3.3 その他の書類の受理</p> <p>3.3.1 その他の書類の受理要件</p> <p>国際意匠出願の当事者は、国際事務局によ</p>

	<p>り国際意匠出願が公開された後に専利局で関連の手続を行うにあたり、中国語を使用して規定に合致する関連の書類を提出し、国内出願番号を明記し、かつ専利法第 18 条の規定に基づいて委任手続を行わなければならない。</p> <p>その他の規定については、本指南第五部分第三章第 3.1 節の規定を適用する。</p> <p>3.3.2 その他の書類の受理手続</p> <p>本指南第五部分第三章第 3.2 節の規定を適用する。</p> <p>3.4 分割出願の受理</p> <p>国際意匠出願で提出された分割出願については、本指南第五部分第三章第 2.3.2.1 節の規定に合致するほか、分割出願の願書に原出願の出願日と原出願の出願番号が記入されているか否かについても確認をしなければならず、また、当該原出願の出願日はその国際登録日でなければならない。原出願の出願番号には、原出願の国際登録番号を記入する。当該分割出願については、国内出願として処理</p>	<p>り国際意匠出願が公開された後に専利局で関連の手続を行うにあたり、中国語を使用して規定に合致する関連の書類を提出し、国内出願番号を明記し、かつ専利法第 18 条の規定に基づいて委任手続を行わなければならない。</p> <p>その他の規定については、本指南第五部分第三章第 3.1 節の規定を適用する。</p> <p>3.3.2 その他の書類の受理手続</p> <p>本指南第五部分第三章第 3.2 節の規定を適用する。</p> <p>3.4 分割出願の受理</p> <p>国際意匠出願で提出された分割出願については、本指南第五部分第三章第 2.3.2.1 節の規定に合致するほか、分割出願の願書に原出願の出願日と原出願の出願番号が記入されているか否かについても確認をしなければならず、また、当該原出願の出願日はその国際登録日でなければならない。原出願の出願番号には、原出願の国際登録番号を記入する。当該分割出願については、国内出願として処理</p>
--	--	--

	<p>する。</p> <p>3.5 公告手続</p> <p><u>国際意匠出願について保護付与の決定を下した後、専利局は公告を行う。公告の内容には、専利権の書誌的事項及び1枚の図面又は写真が含まれる。書誌的事項には、主として分類番号、専利番号、国際登録番号、権利付与公告番号（出版番号）、出願日、権利付与公告日、優先権事項、専利権者事項、当該意匠を使用する製品の名称等が含まれる。国際登録公開文書に記載がある場合、それらと書誌的事項の公告内容一致させる必要がある。意匠専利権は、公告日から中国での効力を生じる。専利局が公告した後、国際意匠出願の出願人は、中国で保護を与える証明として、国際意匠出願専利登記簿の副本を発行するよう専利局に請求することができる。意匠専利の単行本の内容には扉ページ、図面又は写真及び簡単な説明が含まれる。図面又は写真、簡単な説明については、国際事務局が公表する保護付与声明で確定された文書形式によっ</u></p>	<p>する。</p> <p>3.5 公告手続</p> <p>国際意匠出願について保護付与の決定を下した後、専利局は公告を行う。公告の内容には、専利権の書誌的事項及び1枚の図面又は写真が含まれる。書誌的事項には、主として分類番号、専利番号、国際登録番号、権利付与公告番号（出版番号）、出願日、権利付与公告日、優先権事項、専利権者事項、当該意匠を使用する製品の名称等が含まれる。国際登録公開文書に記載がある場合、それらと書誌的事項の公告内容一致させる必要がある。意匠専利権は、公告日から中国での効力を生じる。専利局が公告した後、国際意匠出願の出願人は、中国で保護を与える証明として、国際意匠出願専利登記簿の副本を発行するよう専利局に請求することができる。意匠専利の単行本の内容には扉ページ、図面又は写真及び簡単な説明が含まれる。図面又は写真、簡単な説明については、国際事務局が公表する保護付与声明で確定された文書形式によっ</p>
--	---	--

	<p>て提供される。</p> <p><u>国際事務局が公告しているその他の事項については、権利移転に係わる場合を除き、国際事務局の公告に準ずる。</u></p> <p>3.6 関連手続の審査</p> <p>3.6.1 書誌的事項の変更</p> <p><u>国際意匠出願の出願人（又は専利権者）の権利変更、名称及び/又は住所変更、国際事務局の代理事項の変更が生じた場合、当事者は国際事務局に対して関連手続を行わなければならない。</u></p> <p><u>国際意匠出願の出願人（又は専利権者）の権利変更が生じた場合、当事者は国際事務局に対して関連手続を行うほか、専利法実施細則の規定に従って専利局に証明書類を提出しなければならない。証明書類については、本指南第一部分第一章第 6.7.2.2 節及び第 6.7.2.6 節の規定を適用する。証明書類が外国語である場合、書誌情報の中国語訳文を同時に添付しなければならない。証明書類を提出がない場合又は証明書類を提出したが不合</u></p>	<p>て提供される。</p> <p>国際事務局が公告しているその他の事項については、権利移転に係わる場合を除き、国際事務局の公告に準ずる。</p> <p>3.6 関連手続の審査</p> <p>3.6.1 書誌的事項の変更</p> <p>国際意匠出願の出願人（又は専利権者）の権利変更、名称及び/又は住所変更、国際事務局の代理事項の変更が生じた場合、当事者は国際事務局に対して関連手続を行わなければならない。</p> <p>国際意匠出願の出願人（又は専利権者）の権利変更が生じた場合、当事者は国際事務局に対して関連手続を行うほか、専利法実施細則の規定に従って専利局に証明書類を提出しなければならない。証明書類については、本指南第一部分第一章第 6.7.2.2 節及び第 6.7.2.6 節の規定を適用する。証明書類が外国語である場合、書誌情報の中国語訳文を同時に添付しなければならない。証明書類を提出がない場合又は証明書類を提出したが不合</p>
--	---	--

	<p>格となった場合、専利局は当該権利の変更が中国において効力を生じていない旨を国際事務局に通知しなければならない。</p> <p>3.6.2 権利の回復</p> <p>国際意匠出願の当事者が、拒絶通知に速やかに応答しなかったことにより、専利出願を取り下げたものとみなされた場合において、当事者は本指南第五部分第七章第 6 節の関連規定に従って権利の回復を請求することができる。</p> <p>3.6.3 更新されなかった専利権の終了</p> <p>専利局により、国際意匠出願に係る権利付与の公告がなされた後、専利権者がハーグ協定の規定に従って更新手続を行わなかった場合、当該専利権については、中国での出願日から起算して 5 年又は 10 年を経過した日に終了する。</p> <p>3.6.4 権利の一部放棄</p> <p>専利局により、国際意匠出願に係る権利付与の公告がなされた後、専利権者が国際事務局に対して中国を対象とした一部権利の放棄</p>	<p>格となった場合、専利局は当該権利の変更が中国において効力を生じていない旨を国際事務局に通知しなければならない。</p> <p>3.6.2 権利の回復</p> <p>国際意匠出願の当事者が、拒絶通知に速やかに応答しなかったことにより、専利出願を取り下げたものとみなされた場合において、当事者は本指南第五部分第七章第 6 節の関連規定に従って権利の回復を請求することができる。</p> <p>3.6.3 更新されなかった専利権の終了</p> <p>専利局により、国際意匠出願に係る権利付与の公告がなされた後、専利権者がハーグ協定の規定に従って更新手続を行わなかった場合、当該専利権については、中国での出願日から起算して 5 年又は 10 年を経過した日に終了する。</p> <p>3.6.4 権利の一部放棄</p> <p>専利局により、国際意匠出願に係る権利付与の公告がなされた後、専利権者が国際事務局に対して中国を対象とした一部権利の放棄</p>
--	--	--

	<p>を提出した場合、当該一部放棄の発効日を国際事務局の登記日とする。</p>	<p>を提出した場合、当該一部放棄の発効日を国際事務局の登記日とする。</p>
	<p>4. 費用納付の特別規定</p> <p>4.1 国際手続費用の納付</p> <p><u>国際意匠登録出願の国際手続に係る費用については、国際事務局に直接納付しなければならない。専利局を通じて国際意匠登録出願に係る書類を提出する場合、専利局を通じて国際事務局に対する国際出願の関連費用を納付することができる。</u></p> <p><u>専利局を通じて費用を納付する場合、当事者は転送番号を根拠として、オンライン納付により又は専利局への直接納付により、関連費用を納付しなければならない。費用を納付する際には、正しい転送番号及び納付する費用名称を明記しなければならない。上述の規定に合致しない場合、費用納付手続を行わなかったものとみなす。</u></p> <p><u>専利局を通じて納付した国際出願に係る費用については、すべて国際事務局に転送され、国際事務局がその口座において費用を受</u></p>	<p>4. 費用納付の特別規定</p> <p>4.1 国際手続費用の納付</p> <p>国際意匠登録出願の国際手続に係る費用については、国際事務局に直接納付しなければならない。専利局を通じて国際意匠登録出願に係る書類を提出する場合、専利局を通じて国際事務局に対する国際出願の関連費用を納付することができる。</p> <p>専利局を通じて費用を納付する場合、当事者は転送番号を根拠として、オンライン納付により又は専利局への直接納付により、関連費用を納付しなければならない。費用を納付する際には、正しい転送番号及び納付する費用名称を明記しなければならない。上述の規定に合致しない場合、費用納付手続を行わなかったものとみなす。</p> <p>専利局を通じて納付した国際出願に係る費用については、すべて国際事務局に転送され、国際事務局がその口座において費用を受</p>

	<p>け取った日が納付日となる。国際事務局は、 <u>国際意匠出願の単独指定費用を受け取った後、</u> <u>専利局に転送する。専利局は、上述の関</u> <u>連費用の返金を行わない。国際手続における</u> <u>費用に係る事項は、当事者が国際事務局に直</u> <u>接連絡する。</u></p> <p>4.2 専利局への費用の納付</p> <p><u>国際意匠出願が国際事務局により公開され</u> <u>た後、当事者が専利局に関連費用を納付する</u> <u>場合、国内出願番号又は国際登録番号に基づ</u> <u>いて費用を納付しなければならない。</u></p>	<p>け取った日が納付日となる。国際事務局は、 国際意匠出願の単独指定費用を受け取った 後、専利局に転送する。専利局は、上述の関 連費用の返金を行わない。国際手続における 費用に係る事項は、当事者が国際事務局に直 接連絡する。</p> <p>4.2 専利局への費用の納付</p> <p>国際意匠出願が国際事務局により公開され た後、当事者が専利局に関連費用を納付する 場合、国内出願番号又は国際登録番号に基づ いて費用を納付しなければならない。</p>
	<p>第二章国際意匠出願の審査</p> <p>1. まえがき</p> <p><u>国際意匠出願の審査とは、専利法及びその</u> <u>実施細則の規定に基づいて、出願人が工業製</u> <u>品意匠の国際登録に関するハーグ協定のジュ</u> <u>ネーブ改正協定（以下、「ハーグ協定」とい</u> <u>う）に従って提出し、中国を指定した国際意</u> <u>匠登録出願に対して専利局が行う審査をい</u> <u>う。専利法実施細則第 143 条の規定に基づ</u> <u>き、国際意匠出願について専利局の審査を経</u></p>	<p>第二章国際意匠出願の審査</p> <p>1. まえがき</p> <p>国際意匠出願の審査とは、専利法及びその 実施細則の規定に基づいて、出願人が工業製 品意匠の国際登録に関するハーグ協定のジュ ネーブ改正協定（以下、「ハーグ協定」とい う）に従って提出し、中国を指定した国際意 匠登録出願に対して専利局が行う審査をい う。専利法実施細則第 143 条の規定に基づ き、国際意匠出願について専利局の審査を経</p>

	<p><u>て拒絶理由が見つからなかった場合、専利局が保護付与の決定を下し、国際事務局に通知する。</u></p> <p><u>本章に関連する専利局による国際意匠出願の審査範囲は、以下のとおりである。</u></p> <p><u>(1) 顕著な実質的欠陥の審査。国際意匠出願が専利法第 5 条第 1 項、第 25 条第 1 項</u> <u>(六) 若しくは専利法実施細則第 11 条に規定される状況に明らかに該当するか否か、又は専利法第 2 条第 4 項、第 23 条第 1 項及び</u> <u>第 2 項、第 27 条第 2 項、第 31 条第 2 項、第 33 条、専利法実施細則第 142 条の規定に明らかに合致しない、又は専利法第 9 条の規定に従って専利権を取得できない状況を含む。</u></p> <p><u>(2) その他の書類及び関連手続の審査。</u> <u>国際意匠出願に係るその他の書類及び関連手続が専利法第 18 条、第 24 条、及び専利法実施細則第 3 条第 1 項、第 18 条、第 33 条第 4 項、第 34 条第 3 項、第 139 条、第 140 条、第 141 条の規定に合致するか否かを含む。</u></p> <p><u>本章では、上述の審査における特殊な問題</u></p>	<p>て拒絶理由が見つからなかった場合、専利局が保護付与の決定を下し、国際事務局に通知する。</p> <p>本章に関連する専利局による国際意匠出願の審査範囲は、以下のとおりである。</p> <p>(1) 顕著な実質的欠陥の審査。国際意匠出願が専利法第 5 条第 1 項、第 25 条第 1 項 (六) 若しくは専利法実施細則第 11 条に規定される状況に明らかに該当するか否か、又は専利法第 2 条第 4 項、第 23 条第 1 項及び 第 2 項、第 27 条第 2 項、第 31 条第 2 項、第 33 条、専利法実施細則第 142 条の規定に明らかに合致しない、又は専利法第 9 条の規定に従って専利権を取得できない状況を含む。</p> <p>(2) その他の書類及び関連手続の審査。 国際意匠出願に係るその他の書類及び関連手続が専利法第 18 条、第 24 条、及び専利法実施細則第 3 条第 1 項、第 18 条、第 33 条第 4 項、第 34 条第 3 項、第 139 条、第 140 条、第 141 条の規定に合致するか否かを含む。</p> <p>本章では、上述の審査における特殊な問題</p>
--	--	--

	<p><u>についてのみ説明及び規定をする。国内出願と同一のその他の問題のうち、本章に説明及び規定がないものについては、本指南第一部分第三章、第四部分第五章、第五部分第十章の規定を参照する。</u></p>	<p>についてのみ説明及び規定をする。国内出願と同一のその他の問題のうち、本章に説明及び規定がないものについては、本指南第一部分第三章、第四部分第五章、第五部分第十章の規定を参照する。</p>
	<p>2. 審査原則</p> <p><u>国際意匠出願については、以下の原則に基づき審査を行わなければならない。</u></p> <p><u>(1) 出願の形式又は内容に関しては、ハーグ協定及び 1999 年改正協定及び 1960 年改正協定の共同実施細則の規定を適用し、審査官は出願書類の形式上の欠陥を理由に国際意匠出願を拒絶してはならない。</u></p> <p><u>(2) 顕著な実質的欠陥並びにその他書類及び関連手続に係る審査については、専利法及びその実施細則、審査指南の規定を適用する。</u></p>	<p>2. 審査原則</p> <p>国際意匠出願については、以下の原則に基づき審査を行わなければならない。</p> <p>(1) 出願の形式又は内容に関しては、ハーグ協定及び 1999 年改正協定及び 1960 年改正協定の共同実施細則の規定を適用し、審査官は出願書類の形式上の欠陥を理由に国際意匠出願を拒絶してはならない。</p> <p>(2) 顕著な実質的欠陥並びにその他書類及び関連手続に係る審査については、専利法及びその実施細則、審査指南の規定を適用する。</p>
	<p>3. 審査手続</p> <p>3.1 保護付与声明の発行</p> <p><u>国際意匠出願について、審査を経て拒絶理</u></p>	<p>3. 審査手続</p> <p>3.1 保護付与声明の発行</p> <p>国際意匠出願について、審査を経て拒絶理</p>

	<p>由が見つからなかった場合、審査官は国際事務局に保護付与声明を発行しなければならない。保護を与える国際意匠出願には国際事務局に拒絶通知を発行することなく権利付与要件に合致する国際出願、及び拒絶通知に応答した後に権利付与要件に合致する国際出願を含む。</p> <p>3.2 拒絶通知の発行</p> <p>国際意匠出願に顕著な実質的欠陥が存在する場合、審査官は国際事務局に拒絶通知を発行しなければならない。</p> <p>拒絶通知には、拒絶の根拠とするすべての理由及び引用した法律の条項を含まなければならない。拒絶理由が専利法第 23 条第 1 項、第 2 項又は専利法第 9 条の規定に係る場合、当該国際意匠出願に係る現有設計又は国内の同様の意匠専利出願又は専利の関連情報を含まなければならない。</p> <p>3.3 拒絶通知への応答</p> <p>出願人は、拒絶通知を受け取った後、指定された期間内に専利法第 18 条の規定に基づ</p>	<p>由が見つからなかった場合、審査官は国際事務局に保護付与声明を発行しなければならない。保護を与える国際意匠出願には国際事務局に拒絶通知を発行することなく権利付与要件に合致する国際出願、及び拒絶通知に応答した後に権利付与要件に合致する国際出願を含む。</p> <p>3.2 拒絶通知の発行</p> <p>国際意匠出願に顕著な実質的欠陥が存在する場合、審査官は国際事務局に拒絶通知を発行しなければならない。</p> <p>拒絶通知には、拒絶の根拠とするすべての理由及び引用した法律の条項を含まなければならない。拒絶理由が専利法第 23 条第 1 項、第 2 項又は専利法第 9 条の規定に係る場合、当該国際意匠出願に係る現有設計又は国内の同様の意匠専利出願又は専利の関連情報を含まなければならない。</p> <p>3.3 拒絶通知への応答</p> <p>出願人は、拒絶通知を受け取った後、指定された期間内に専利法第 18 条の規定に基づ</p>
--	--	--

	<p><u>き委任手続を行い、応答しなければならない。出願人は応答するにあたり、専利法実施細則第 3 条第 1 項の規定に基づき、中国語を使用して、陳述意見の提出又は出願書類の補正をしなければならない。書類の補正が簡単な説明、製品名称及び正投影図の説明等の文面に係わる場合は、関連書類の英語版についても提出しなければならない。</u></p> <p><u>応答書類に新たな欠陥が生じた場合であつて、当該欠陥が補正により克服することができるときは、審査官は全面審査を行い、かつ出願人に補正通知書を発行しなければならない。当該欠陥が補正により克服できない顕著な実質的欠陥である場合、審査官は出願人に審査意見通知書を発行しなければならない。</u></p> <p>3.4 拒絶査定</p> <p><u>出願人が拒絶通知又は審査意見通知書について提出した応答書類により、通知書で指摘された顕著な実質的欠陥を克服できなかった場合、審査官は拒絶査定をすることができる。</u></p>	<p>き委任手続を行い、応答しなければならない。出願人は応答するにあたり、専利法実施細則第 3 条第 1 項の規定に基づき、中国語を使用して、陳述意見の提出又は出願書類の補正をしなければならない。書類の補正が簡単な説明、製品名称及び正投影図の説明等の文面に係わる場合は、関連書類の英語版についても提出しなければならない。</p> <p>応答書類に新たな欠陥が生じた場合であつて、当該欠陥が補正により克服することができるときは、審査官は全面審査を行い、かつ出願人に補正通知書を発行しなければならない。当該欠陥が補正により克服できない顕著な実質的欠陥である場合、審査官は出願人に審査意見通知書を発行しなければならない。</p> <p>3.4 拒絶査定</p> <p>出願人が拒絶通知又は審査意見通知書について提出した応答書類により、通知書で指摘された顕著な実質的欠陥を克服できなかった場合、審査官は拒絶査定をすることができる。</p>
--	---	--

	<p><u>拒絶査定の内容については、本指南第一分第三章第 3.5 節の規定を適用する。</u></p> <p>3.5 前置審査と復審後の処理</p> <p><u>本指南第一分第三章第 3.6 節の規定を適用する。</u></p>	<p>拒絶査定の内容については、本指南第一分第三章第 3.5 節の規定を適用する。</p> <p>3.5 前置審査と復審後の処理</p> <p>本指南第一分第三章第 3.6 節の規定を適用する。</p>
	<p>4. 審査において根拠とする文書の確認</p> <p>4.1 審査において根拠とする文書</p> <p><u>意匠の国際出願審査の基礎となる文書には以下を含めることができる。</u></p> <p><u>(1) 国際事務局が公開する国際意匠出願の英語版</u></p> <p><u>(2) 専利法実施細則第 141 条に基づき提出される補正文書</u></p> <p><u>(3) 専利法実施細則第 50 条に基づき提出される英語の補正文書</u></p> <p>4.2 国際事務局が公開する国際意匠出願書類の効力</p> <p><u>ハーグ協定第 14 条 (1) の規定に基づき、国際意匠出願は国際登録日から中国で提出された意匠専利出願と同等の効力を有する。</u></p>	<p>4. 審査において根拠とする文書の確認</p> <p>4.1 審査において根拠とする文書</p> <p>意匠の国際出願審査の基礎となる文書には以下を含めることができる。</p> <p>(1) 国際事務局が公開する国際意匠出願の英語版</p> <p>(2) 専利法実施細則第 141 条に基づき提出される補正文書</p> <p>(3) 専利法実施細則第 50 条に基づき提出される英語の補正文書</p> <p>4.2 国際事務局が公開する国際意匠出願書類の効力</p> <p>ハーグ協定第 14 条 (1) の規定に基づき、国際意匠出願は国際登録日から中国で提出された意匠専利出願と同等の効力を有する。</p>

	<p>5. 国際意匠出願書類の審査</p> <p>5.1 書誌的事項の審査</p> <p><u>国際意匠出願の書誌的事項は、国際事務局が公開しているものに準じ、審査官は通常、これについて審査を行わない。ただし、出願人が専利局の発行する通知書で指摘された欠陥を克服するために書誌的事項を補正した場合を除く。</u></p> <p>5.2 図面又は写真の審査</p> <p>5.2.1 正投影図の名称及びその付け方</p> <p><u>国際意匠出願の正投影図の名称及びその付け方については、本指南第一部分第三章4.2.1 節の規定に合致するものとみなされる。</u></p> <p>5.2.2 図面又は写真の明瞭な表現</p> <p><u>専利法第 27 条第 2 項では、出願人が提出する関連の図面又は写真については、専利保護を求める製品の意匠を明瞭に表すものでなければならない旨が規定されている。</u></p> <p><u>審査官は、出願人が提出した関連の図面又は写真において、保護を求める製品の全体又</u></p>	<p>5. 国際意匠出願書類の審査</p> <p>5.1 書誌的事項の審査</p> <p>国際意匠出願の書誌的事項は、国際事務局が公開しているものに準じ、審査官は通常、これについて審査を行わない。ただし、出願人が専利局の発行する通知書で指摘された欠陥を克服するために書誌的事項を補正した場合を除く。</p> <p>5.2 図面又は写真の審査</p> <p>5.2.1 正投影図の名称及びその付け方</p> <p>国際意匠出願の正投影図の名称及びその付け方については、本指南第一部分第三章4.2.1 節の規定に合致するものとみなされる。</p> <p>5.2.2 図面又は写真の明瞭な表現</p> <p>専利法第 27 条第 2 項では、出願人が提出する関連の図面又は写真については、専利保護を求める製品の意匠を明瞭に表すものでなければならない旨が規定されている。</p> <p>審査官は、出願人が提出した関連の図面又は写真において、保護を求める製品の全体又</p>
--	---	---

	<p>は部分に係る意匠の明瞭な表現に影響を与える顕著な実質的欠陥が存在するか否かについて、審査を行わなければならない。</p> <p>5.3 簡単な説明の審査</p> <p>専利法実施細則第 142 条の規定によると、<u>国際意匠出願の国際事務局の公開内容に設計要点を含む説明書がある場合、専利法実施細則第 31 条の規定に従って簡単な説明を提出したもののみならず。</u></p> <p><u>専利法第 64 条第 2 項の規定によると、国際意匠出願の簡単な説明の内容は図面又は写真に示される物品の意匠の説明に用いられる。審査官は意匠の図面又は写真が簡単な説明の内容及び製品名称と合わせて保護を求め製品全体又は部分の意匠を明瞭に表現しているか否かについて審査を行わなければならない。</u></p> <p>5.4 専利法第 5 条第 1 項、第 25 条第 1 項(六)、専利法実施細則第 11 条及び専利法第 2 条第 4 項に基づく審査</p> <p><u>本指南第一部分第三章第 6 節、第 7 節の</u></p>	<p>は部分に係る意匠の明瞭な表現に影響を与える顕著な実質的欠陥が存在するか否かについて、審査を行わなければならない。</p> <p>5.3 簡単な説明の審査</p> <p>専利法実施細則第 142 条の規定によると、<u>国際意匠出願の国際事務局の公開内容に設計要点を含む説明書がある場合、専利法実施細則第 31 条の規定に従って簡単な説明を提出したもののみならず。</u></p> <p><u>専利法第 64 条第 2 項の規定によると、国際意匠出願の簡単な説明の内容は図面又は写真に示される物品の意匠の説明に用いられる。審査官は意匠の図面又は写真が簡単な説明の内容及び製品名称と合わせて保護を求め製品全体又は部分の意匠を明瞭に表現しているか否かについて審査を行わなければならない。</u></p> <p>5.4 専利法第 5 条第 1 項、第 25 条第 1 項(六)、専利法実施細則第 11 条及び専利法第 2 条第 4 項に基づく審査</p> <p><u>本指南第一部分第三章第 6 節、第 7 節の</u></p>
--	---	---

	<p>規定を適用する。</p> <p>5.5 専利法第9条及び第23条第1項、第2項に基づく審査</p> <p>本指南第一部分第三章第11節、第8節の規定を適用する。</p> <p>5.6 専利法第31条第2項に基づく審査</p> <p>国際意匠出願について、審査官はそれが専利法第31条第2項の規定に合致するか否かについて審査しなければならない。</p> <p>1つの国際意匠出願に2以上の意匠が含まれる場合、出願人は主体的に又は審査官の審査意見に基づき分割出願を提出することができる。分割出願は国内出願とみなされる。</p> <p>専利法実施細則第141条の規定に基づき、出願人が分割出願を主体的に提出する場合、国際意匠出願が国際事務局により公開された日から起算して2ヶ月以内に提出しなければならない。</p> <p>出願人が審査官の審査意見に従って分割出願を提出する場合、遅くとも原出願の国内公告日から起算して2ヶ月以内に提出しなけれ</p>	<p>規定を適用する。</p> <p>5.5 専利法第9条及び第23条第1項、第2項に基づく審査</p> <p>本指南第一部分第三章第11節、第8節の規定を適用する。</p> <p>5.6 専利法第31条第2項に基づく審査</p> <p>国際意匠出願について、審査官はそれが専利法第31条第2項の規定に合致するか否かについて審査しなければならない。</p> <p>1つの国際意匠出願に2以上の意匠が含まれる場合、出願人は主体的に又は審査官の審査意見に基づき分割出願を提出することができる。分割出願は国内出願とみなされる。</p> <p>専利法実施細則第141条の規定に基づき、出願人が分割出願を主体的に提出する場合、国際意匠出願が国際事務局により公開された日から起算して2ヶ月以内に提出しなければならない。</p> <p>出願人が審査官の審査意見に従って分割出願を提出する場合、遅くとも原出願の国内公告日から起算して2ヶ月以内に提出しなけれ</p>
--	--	--

	<p>ばならない。<u>上記期間を経過した場合、原出願が拒絶された場合又は原出願が取り下げられたものとみなされかつ権利が回復されなかった場合、通常、分割出願を提出してはならない。</u></p> <p><u>分割に関するその他の規定については、本指南第一部分第三章第 9.4 節の規定を適用する。</u></p> <p>5.7 専利法第 33 条に基づく審査</p> <p><u>本指南第一部分第三章第 10.2 節の規定を適用する。</u></p>	<p>ばならない。上記期間を経過した場合、原出願が拒絶された場合又は原出願が取り下げられたものとみなされかつ権利が回復されなかった場合、通常、分割出願を提出してはならない。</p> <p>分割に関するその他の規定については、本指南第一部分第三章第 9.4 節の規定を適用する。</p> <p>5.7 専利法第 33 条に基づく審査</p> <p>本指南第一部分第三章第 10.2 節の規定を適用する。</p>
	<p>6. その他の書類及び関連手続の審査</p> <p>6.1 専利代理機構への委任</p> <p><u>国際意匠出願の出願人は、拒絶通知に応答する際又はその他の専利事務を行う際には、専利法第 18 条第 1 項、専利法実施細則第 18 条の関連規定に適合しなければならない。</u></p> <p><u>出願人が国際意匠出願の提出時に中国専利法第 18 条の規定に合致する専利代理機構に委任している場合において、専利局への専利事務を行うときは、本指南第一部分第一章</u></p>	<p>6. その他の書類及び関連手続の審査</p> <p>6.1 専利代理機構への委任</p> <p>国際意匠出願の出願人は、拒絶通知に応答する際又はその他の専利事務を行う際には、専利法第 18 条第 1 項、専利法実施細則第 18 条の関連規定に適合しなければならない。</p> <p>出願人が国際意匠出願の提出時に中国専利法第 18 条の規定に合致する専利代理機構に委任している場合において、専利局への専利事務を行うときは、本指南第一部分第一章</p>

	<p><u>6.1.2 節の規定に従って委任手続を行う必要がある。</u></p> <p><u>委任の解除及び辞任に係る規定については、本指南第一部分第一章第 6.1.3 節の規定を適用する。</u></p> <p>6.2 優先権の審査</p> <p><u>専利法実施細則第 137 条の規定に基づき、国際意匠出願の国際登録日は、専利法第 28 条における出願日とみなす。</u></p> <p><u>本節の特別規定に該当する場合を除き、優先権のその他の規定については、本指南第一部分第三章第 5.2 節の規定を参照する。国際意匠出願に対する優先権主張が提出され、国際事務局に受理された場合、当該優先権主張に係る費用を徴収しない。</u></p> <p>6.2.1 外国優先権の主張</p> <p>6.2.1.1 先の出願及び優先権を主張する後の出願</p> <p><u>出願人が先に提出した国際意匠出願を基礎とする優先権の享有を主張した場合、専利法第 29 条第 1 項の規定に基づく外国優先権を</u></p>	<p>6.1.2 節の規定に従って委任手続を行う必要がある。</p> <p>委任の解除及び辞任に係る規定については、本指南第一部分第一章第 6.1.3 節の規定を適用する。</p> <p>6.2 優先権の審査</p> <p>専利法実施細則第 137 条の規定に基づき、国際意匠出願の国際登録日は、専利法第 28 条における出願日とみなす。</p> <p>本節の特別規定に該当する場合を除き、優先権のその他の規定については、本指南第一部分第三章第 5.2 節の規定を参照する。国際意匠出願に対する優先権主張が提出され、国際事務局に受理された場合、当該優先権主張に係る費用を徴収しない。</p> <p>6.2.1 外国優先権の主張</p> <p>6.2.1.1 先の出願及び優先権を主張する後の出願</p> <p>出願人が先に提出した国際意匠出願を基礎とする優先権の享有を主張した場合、専利法第 29 条第 1 項の規定に基づく外国優先権を</p>
--	--	---

	<p>主張したものとみなす。</p> <p>6.2.1.2 優先権主張声明</p> <p><u>国際意匠出願の国際事務局の公開内容に 1 件又は複数の優先権が含まれる場合、専利法実施細則第 139 条の規定に基づき、専利法第 30 条の規定に従って書面の声明が提出されたものとみなす。</u></p> <p>6.2.1.3 先の出願書類の副本</p> <p><u>国際意匠出願の出願人が優先権を主張する場合、専利法実施細則第 139 条の規定に従って、国際出願の公開日から起算して 3 ヶ月以内に、初めて提出した専利出願の副本を専利局に提出しなければならない。先の出願書類の副本には、当該副本の書誌情報の中国語訳文を含めなくてもよい。期間が満了しても提出がない場合には、優先権を主張していないものとみなす。</u></p> <p>6.2.1.4 後の出願の出願人</p> <p><u>先の出願書類の副本に記載された出願人が後の出願の出願人と一致しない場合、出願人は、専利法実施細則第 34 条第 3 項の規定に</u></p>	<p>主張したものとみなす。</p> <p>6.2.1.2 優先権主張声明</p> <p>国際意匠出願の国際事務局の公開内容に 1 件又は複数の優先権が含まれる場合、専利法実施細則第 139 条の規定に基づき、専利法第 30 条の規定に従って書面の声明が提出されたものとみなす。</p> <p>6.2.1.3 先の出願書類の副本</p> <p>国際意匠出願の出願人が優先権を主張する場合、専利法実施細則第 139 条の規定に従って、国際出願の公開日から起算して 3 ヶ月以内に、初めて提出した専利出願の副本を専利局に提出しなければならない。先の出願書類の副本には、当該副本の書誌情報の中国語訳文を含めなくてもよい。期間が満了しても提出がない場合には、優先権を主張していないものとみなす。</p> <p>6.2.1.4 後の出願の出願人</p> <p>先の出願書類の副本に記載された出願人が後の出願の出願人と一致しない場合、出願人は、専利法実施細則第 34 条第 3 項の規定に</p>
--	--	---

	<p>従って、<u>国際出願の公開日から起算して 3 ヶ月以内に、関連の証明書類を専利局に提出しなければならない。出願人が期間満了後も提出しない場合は、優先権を主張していないものとみなす。</u></p> <p>6.2.2 国内優先権の主張</p> <p>6.2.2.1 先の出願及び優先権を主張する後の出願</p> <p><u>出願人が先に中国で提出した意匠を基礎とする優先権の享有を主張する場合、専利法第 29 条第 2 項の規定に基づき国内優先権を主張したものとみなす。</u></p> <p><u>後の国際意匠出願の国際登録日までに、専利局が先の出願について専利権付与通知書及び登記手続実施通知書を発行し、かつ出願人がすでに登記手続を行っている場合、後の出願については、優先権を主張していないものとみなす。</u></p> <p>6.2.2.2 優先権主張声明</p> <p><u>専利法実施細則第 139 条の規定に基づき、国際意匠出願の国際事務局の公開内容に 1 件</u></p>	<p>従って、国際出願の公開日から起算して 3 ヶ月以内に、関連の証明書類を専利局に提出しなければならない。出願人が期間満了後も提出しない場合は、優先権を主張していないものとみなす。</p> <p>6.2.2 国内優先権の主張</p> <p>6.2.2.1 先の出願及び優先権を主張する後の出願</p> <p>出願人が先に中国で提出した意匠を基礎とする優先権の享有を主張する場合、専利法第 29 条第 2 項の規定に基づき国内優先権を主張したものとみなす。</p> <p>後の国際意匠出願の国際登録日までに、専利局が先の出願について専利権付与通知書及び登記手続実施通知書を発行し、かつ出願人がすでに登記手続を行っている場合、後の出願については、優先権を主張していないものとみなす。</p> <p>6.2.2.2 優先権主張声明</p> <p>専利法実施細則第 139 条の規定に基づき、国際意匠出願の国際事務局の公開内容に 1 件</p>
--	--	--

	<p>又は複数の優先権が含まれる場合には、専利法第 30 条の規定に従って書面声明を提出したものとみなす。</p> <p>6.2.2.3 先の出願書類の副本 本指南第一部分第三章第 5.2.2.3 節の規定を適用する。</p> <p>6.2.2.4 後の出願の出願人 先の出願書類の副本に記載された出願人が後の出願の出願人と一致しない場合、出願人は、専利法実施細則第 34 条第 3 項の規定に基づき、国際出願の公開日から起算して 3 ヶ月以内に、関連の証明書類を専利局に提出しなければならない。出願人が期間満了後も提出しない場合は、優先権を主張していないものとみなす。</p> <p>6.2.2.5 先の出願の取下げとみなす手続 1 件又は複数の国内優先権を主張する後の国際意匠出願について、方式審査を経て規定に合致すると判断された場合であって、対応する先の出願が意匠専利出願であり、かつ登記手続を行っていないときは、当該先の意匠</p>	<p>又は複数の優先権が含まれる場合には、専利法第 30 条の規定に従って書面声明を提出したものとみなす。</p> <p>6.2.2.3 先の出願書類の副本 本指南第一部分第三章第 5.2.2.3 節の規定を適用する。</p> <p>6.2.2.4 後の出願の出願人 先の出願書類の副本に記載された出願人が後の出願の出願人と一致しない場合、出願人は、専利法実施細則第 34 条第 3 項の規定に基づき、国際出願の公開日から起算して 3 ヶ月以内に、関連の証明書類を専利局に提出しなければならない。出願人が期間満了後も提出しない場合は、優先権を主張していないものとみなす。</p> <p>6.2.2.5 先の出願の取下げとみなす手続 1 件又は複数の国内優先権を主張する後の国際意匠出願について、方式審査を経て規定に合致すると判断された場合であって、対応する先の出願が意匠専利出願であり、かつ登記手続を行っていないときは、当該先の意匠</p>
--	---	---

	<p><u>出願は取り下げられたものとみなされる。</u></p> <p><u>取下げられたものとみなされた先の出願については、回復を請求してはならない。</u></p> <p>6.2.3 優先権主張の取下げ</p> <p><u>出願人は、専利局に対して優先権主張の取下げを提出してはならない。</u></p> <p>6.2.4 優先権主張の回復</p> <p><u>国際意匠出願が優先権を主張していないものとみなされた場合、回復を許可しない。</u></p> <p>6.3 新規性を喪失しない公開</p> <p><u>出願人が専利法第 24 条（二）又は第（三）が掲げる状況が存在することを主張する場合、専利法実施細則第 140 条の規定に基づき、国際意匠出願の提出時に声明し、国際出願の公開日から起算して 2 ヶ月以内に規定に合致する関連の証明書類を専利局に提出しなければならない。</u></p> <p><u>出願人が専利法第 24 条（一）又は（四）が掲げる状況が存在することを主張する場合において、専利法実施細則第 33 条第 4 項の規定に基づき、国務院専利行政部門が必要で</u></p>	<p>出願は取り下げられたものとみなされる。</p> <p>取下げられたものとみなされた先の出願については、回復を請求してはならない。</p> <p>6.2.3 優先権主張の取下げ</p> <p>出願人は、専利局に対して優先権主張の取下げを提出してはならない。</p> <p>6.2.4 優先権主張の回復</p> <p>国際意匠出願が優先権を主張していないものとみなされた場合、回復を許可しない。</p> <p>6.3 新規性を喪失しない公開</p> <p>出願人が専利法第 24 条（二）又は第（三）が掲げる状況が存在することを主張する場合、専利法実施細則第 140 条の規定に基づき、国際意匠出願の提出時に声明し、国際出願の公開日から起算して 2 ヶ月以内に規定に合致する関連の証明書類を専利局に提出しなければならない。</p> <p>出願人が専利法第 24 条（一）又は（四）が掲げる状況が存在することを主張する場合において、専利法実施細則第 33 条第 4 項の規定に基づき、国務院専利行政部門が必要で</p>
--	--	--

	<p>あると判断したときは、<u>指定の期間までに、</u> <u>証明書類を専利局に提出するよう出願人に求</u> <u>めることができる。</u></p> <p><u>審査官は、証明書類に明記された関連の日</u> <u>付及び内容と保護を請求する意匠との明らか</u> <u>な関連性について、審査をしなければならな</u> <u>い。</u></p>	<p>あると判断したときは、指定の期間までに、 証明書類を専利局に提出するよう出願人に求 めることができる。</p> <p>審査官は、証明書類に明記された関連の日 付及び内容と保護を請求する意匠との明らか な関連性について、審査をしなければならな い。</p>
--	--	---

出所：国家知識産権局ホームページ：

https://www.cnipa.gov.cn/art/2022/10/31/art_75_180016.html

※本資料はジェットロが作成した仮訳となります。ジェットロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記載するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェットロが保証するものではないことを予めご了承下さい。